

令和4年度

志布志市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

志布志市監査委員

目 次

○ 令和4年度志布志市健全化判断比率審査意見書	
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 総合意見	1
2 個別意見	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	3
(4) 将来負担比率	4
3 是正改善を要する事項	5
○ 令和4年度志布志市資金不足比率審査意見書	
第1 審査の対象	6
第2 審査の期間	6
第3 審査の方法	6
第4 審査の結果	6
1 総合意見	6
2 個別意見	7
(1) 水道事業会計（法適用企業）	7
(2) 下水道管理特別会計（法非適用企業）	7
(3) 公共下水道事業特別会計（法非適用企業）	8
(4) 国民宿舎特別会計（法非適用企業）	8
(5) 工業団地整備事業特別会計（法非適用企業）	8
3 是正改善を要する事項	8
○ 別紙資料	9

令和4年度志布志市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度志布志市実質赤字比率
令和4年度志布志市連結実質赤字比率
令和4年度志布志市実質公債費比率
令和4年度志布志市将来負担比率

第2 審査の期間

令和5年7月12日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。）等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各比率を適正に表示しているかについて、志布志市監査基準に関する規程に基づき慎重に審査を行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令の規定に準拠して適正に作成されている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であり、いずれも良好な状態であると認められる。また、実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っており、将来負担比率は算定されず、いずれも良好な状態にあると認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	増減 ^{※1} イト (R4-R3)	早期健全 化基準	財政再 生基準	備考
① 実質赤字比率	—	—		13.15	20.0	-7.93
② 連結実質赤字比率	—	—		18.15	30.0	-24.84
③ 実質公債費比率	10.1	10.1	0.0	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	—	—		350.0		-50.6

※1 実質黒字の場合は「—」と記載し、備考欄に実質黒字の程度（比率）を負で併記している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）により定められており、この基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務付けられる。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較
歳入総額	33,175,510	34,101,576	-926,066
歳出総額	32,273,156	33,395,892	-1,122,736
形式収支	902,354	705,684	196,670
翌年度へ繰り越すべき財源	11,128	18,368	-7,240
実質収支額 (A)	891,226	687,316	203,910
標準財政規模 (B) (臨時財政対策債発行可能額含む)	11,238,389	11,502,534	-264,145
実質赤字比率 (A)/(B)×100	-7.93	-5.97	

※ 実質収支額が黒字のため、実質赤字比率については、黒字の程度を負で表示している。

実質収支額は前年度比29.67% (203,910千円) の増、標準財政規模は前年度比2.30% (264,145千円) の減となり、実質赤字比率の黒字の程度が前年度比較で1.96ポイント改善した。

また、実質収支が黒字のため実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円)

会 計 名	令和4年度				令和3年度 実質収支額 (剰余額)	比 較
	歳入総額	歳出総額	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支額 (剰余額)		
一般会計	33,175,510	32,273,156	11,128	891,226	687,316	203,910
水道事業会計	1,252,045	43,552	0	1,204,089	1,189,235	14,854
国民健康保険特別会計	4,332,135	4,184,280	0	147,855	186,549	-38,694
後期高齢者医療特別会計	462,916	461,839	0	1,077	984	93
介護保険特別会計	4,299,500	3,800,398	0	499,102	443,950	55,152
下水道管理特別会計	300,403	251,999	0	48,404	5,939	42,465
公共下水道事業特別会計	17,187	17,187	0	0	276	-276
国民宿舎特別会計	90,456	90,455	0	1	150	-149
工業団地整備事業特別会計	100,450	100,439	0	0	0	0
合 計	44,030,602	41,223,305	11,128	2,791,754	2,514,399	277,355

※1 水道事業会計の歳入総額は流動資産額、歳出総額は流動負債額から控除企業債等を減じたもの、剰余額は算入地方債現在高を含めたものを計上している。

※2 下水道管理特別会計歳入総額に、農業集落排水事業積立基金繰入金は含まない。

※3 工業団地整備事業特別会計の剰余額は算定されない (P. 8 資金不足比率審査意見書2 (5) 参照)。

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100\% \\
 &= \frac{-2,791,754}{11,238,389} \times 100\% \\
 &= -24.84 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。})
 \end{aligned}$$

※連結実質赤字額：一般会計、公営事業会計及び公営企業会計に係る実質的な収支額の合計が赤字であった場合の総額のことであるが、黒字の場合は、負(－)で表示している。

連結決算における実質収支は、前年度と比較すると、一般会計、水道事業、介護保険特別会計等で増となり、国民健康保険特別会計、公共下水道特別会計等で減となったが、黒字の程度は前年度比で11.03% (277,355千円) の増となった。

比率は、前年度比で2.99ポイント (前年度比率-21.85%) 改善した。また、実質収支が黒字のため連結実質赤字比率は算定されず、依然として良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、一般会計のみならず公営事業会計等の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費経費を算入し連結決算の考え方を導入している。

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較
ア 地方債の元利償還金に充てた一般財源等	2,682,362	2,658,084	24,278
イ 準元利償還金	314,227	411,173	-96,946
ウ 特定財源	44,516	46,084	-1,568
エ 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,964,353	1,961,681	2,672
標準財政規模	11,238,389	11,502,534	-264,145

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{ア}+\text{イ}) - (\text{ウ}+\text{エ})}{\text{標準財政規模} - (\text{エ})} \times 100\% \\ &= \frac{987,720}{9,274,036} \times 100\% \\ &= 10.65038 \% \quad (\text{単年度}) \\ &10.1 \% \quad (\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

※実質公債費比率(単位：%)

年 度	比 率
令和2年度	8.79729
令和3年度	11.12576
令和4年度	10.65038
3か年平均	10.19114

【アの内訳】 令和4年度分

(単位：千円)

会計名	① 元金	② 利子	③ 元利計 (①+②)	④ 繰上償還及び借換債を 財源として償還した額	ア (③-④)
一般会計	2,593,200	89,162	2,682,362	0	2,682,362

【イの内訳】 令和4年度分

(単位：千円)

区 分	準元利償還金	区 分	準元利償還金
水道事業会計	32,419	工業団地整備事業特別会計	2,735
下水道管理特別会計	133,490	債務負担行為で公債費に準ずるもの	117,762
公共下水道事業特別会計	15,620	一時借入金利子	52
国民宿舎特別会計	12,149		
計			314,227

【ウの内訳】 令和4年度分 (単位：千円)

区 分	充当額
住宅使用料	44,516
計	44,516

【エの内訳】 令和4年度分 (単位：千円)

算入区分	算入額
事業費補正算入分	127,430
公債費算入分	1,829,948
密度補正算入分	6,975
計	1,964,353

準元利償還金の減少により、単年度で前年度比0.5ポイント改善した。3か年平均では前年度と同値であるが、早期健全化基準値の25.0%を下回っているため、依然として良好な状態にあると認められる。

(4) 将来負担比率

この比率は、一般会計の地方債現在高、他会計が地方債償還に充てるための一般会計繰入見込額及び全職員の退職手当予定額等の将来における実質的な債務の標準財政規模に対する比率を表したものである。

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較
ア 将来負担額	24,562,536	26,785,265	-2,222,729
イ 充当可能財源等	29,255,280	28,086,259	1,169,021
ウ 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,964,353	1,961,681	2,672
標準財政規模	11,238,389	11,502,534	-264,145

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{(ア) - (イ)}{\text{標準財政規模} - (ウ)} \times 100\% \\
 &= \frac{-4,692,744}{9,274,036} \times 100\% \\
 &= -50.6 \%
 \end{aligned}$$

【アの内訳】

(単位：千円)

区 分	ア 将来負担額		比 較
	令和4年度	令和3年度	
一般会計に係る地方債現在高	20,773,378	21,675,612	-902,234
債務負担行為に基づく支出予定額	3,053	6,105	-3,052
旧大隅広域伝染病棟施設建設償還金	3,053	6,105	-3,052
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	1,358,911	2,639,119	-1,280,208
水道事業会計	340,127	424,979	-84,852
下水道管理特別会計	708,398	1,136,766	-428,368
公共下水道事業特別会計	0	15,620	-15,620
国民宿舎特別会計	48,066	59,276	-11,210
工業団地整備事業特別会計	262,320	1,002,478	-740,158
組合等が起こした地方債償還に係る一般会計負担見込額	84,807	81,826	2,981
大隅曾於地区消防組合	84,807	81,826	2,981
退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	2,040,210	1,999,090	41,120
一般職に属する職員	2,214,691	2,147,902	66,789
特別職に属する職員	9,983	9,796	187
県市町村職員退職手当組合積立金積立不足額	-184,464	-158,608	-25,856
設立法人の債務等に対する一般会計負担見込額	302,177	383,513	-81,336
曾於東部土地改良区	247,568	298,159	-50,591
曾於南部土地改良区	54,609	85,354	-30,745
連結実質赤字額	0	0	—
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	—
計	24,562,536	26,785,265	-2,222,729

【イの内訳】

(単位：千円)

区 分	イ 充当可能財源等		比 較
	令和4年度	令和3年度	
地方債の償還額等に充当可能な基金額	12,192,087	10,053,310	2,138,777
財政調整基金	2,844,629	2,841,099	3,530
減債基金	457,501	474,766	-17,265
その他の基金	8,889,957	6,737,445	2,152,512
地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額	571,065	610,748	-39,683
住宅使用料	571,065	610,748	-39,683
地域総合整備資金貸付金元金収入	0	0	0
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	16,492,128	17,422,201	-930,073
公債費算入分	15,649,976	16,460,699	-810,723
事業費補正算入分	797,598	910,517	-112,919
密度補正算入分	44,554	50,985	-6,431
計	29,255,280	28,086,259	1,169,021

【ウの内訳】

(3) 実質公債費比率の【エの内訳】に同じ。

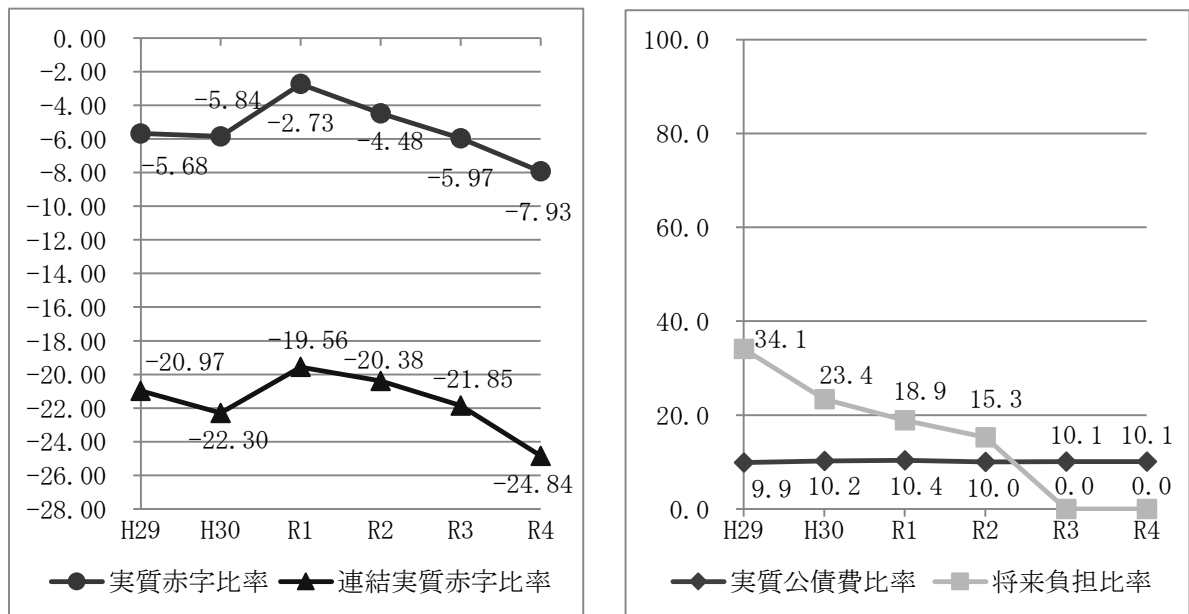
将来負担比率は、令和2年度は15.3%であったが、本年度は昨年度に引き続き算定がなかった。

その主な要因としては、一般会計に係る地方債現在高が902,234千円

(4.16%) 減少したことに加え、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金の積立額が前年度3,521,402千円から4,783,608千円に増加し、地方債等の償還額等に充当可能な基金が、2,138,777千円(21.27%)増加したことによるものである。

これらにより、充当可能財源等が将来負担額を上回る結果となったため、将来負担比率が算定されず、良好な状態にあると認められる。

【健全化判断比率の推移】



4指標ともに早期健全化基準値を下回っており、健全な財政運営が図られていることを認める。

今後も、厳しい財政運営ではあるが、指標の推移を十分注視し、健全で安定した財政運営に努められたい。

- 3 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

令和4年度志布志市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度志布志市水道事業会計資金不足比率
 令和4年度志布志市下水道管理特別会計資金不足比率
 令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計資金不足比率
 令和4年度志布志市国民宿舎特別会計資金不足比率
 令和4年度志布志市工業団地整備事業特別会計資金不足比率

第2 審査の期間

令和5年7月12日から同年8月8日まで

第3 審査の方法

資金不足比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、また、各会計の資金不足比率を適正に表示しているかについて、志布志市監査基準に関する規程に基づき慎重に審査を行った。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された各公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 名	資金不足比率	経営健全化 基 準	備 考		
			令和4年度	令和3年度	比 較
水 道 事 業 会 計	—	20.0	-244.5	-240.9	-3.6
下 水 道 管 理 特 別 会 計	—	20.0	-65.6	-7.9	-57.7
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0	0.0	0.0	0.0
国 民 宿 舎 特 別 会 計	—	20.0	0.0	0.0	0.0
工 業 団 地 整 備 事 業 特 別 会 計	—	20.0	0.0	0.0	0.0

※1 黒字経営の場合は「—」と記載し、備考欄に黒字経営の程度（比率）を負で併記している。

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令により定められており、この基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

3 備考中の比較は、R4とR3を比較（R4－R3）した増減指数であり、負数は、黒字経営の程度が進行したことを意味している。

2 個別意見

公営企業における資金不足比率は、資金不足額（一般会計の実質赤字に相当する額）の営業収益等に対する比率である。

$$\cdot \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A+B-C)}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(法適用企業の場合)

- A 流動負債の額－控除企業債等
- B 算入地方債の現在高
- C 流動資産の額－控除財源等
- 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業の場合)

- A 歳出総額
- B 算入地方債の現在高
- C 歳入総額－翌年度へ繰り越すべき財源
- D 土地収入見込額
- E 地方債残高＋他会計長期借入金
- 事業の規模＝営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※ただし、宅地造成事業を行っている場合
 資金不足額＝A＋B－C－D＋E
 事業の規模＝資本の額に相当する額＋負債の額に相当する額

(1) 水道事業会計【法適用企業】令和4年度分

(単位：千円)

流 動 資 産	1,252,045	流 動 負 債	118,306
現金・預金	1,240,582	企 業 債	76,207
未 収 金	7,919	未 払 金	34,159
貯 蔵 品	2,303	前 受 金	0
前 払 金		引 当 金	4,906
その他流動資産	1,241	その他流動負債	3,034
受託工事収益額	0	営 業 収 益	492,449
算入地方債の現在高	4,404		

※1 未収金には貸倒引当金を含む。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{-1,204,089}{492,449} \times 100\% \\ &= -244.5 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。}) \end{aligned}$$

(2) 下水道管理特別会計【法非適用企業】令和4年度分

(単位：千円)

歳 入 総 額	300,403	翌年度へ繰り越す べ き 財 源	0
歳 出 総 額	251,999		
形 式 収 支	48,404	実 質 収 支	48,404
受託工事収益額	0	営 業 収 益	73,734

※1 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

※2 歳入総額に農業集落排水事業積立基金繰入金は含まない。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{-48,404}{73,734} \times 100\% \\ &= -65.6 \quad \% \quad (= \text{黒字のため該当なしとなる。}) \end{aligned}$$

(3) 公共下水道事業特別会計【法非適用企業】令和4年度分
(単位：千円)

歳入総額	17,187	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	17,187		
形式収支	0	実質収支	0
受託工事収益額	0	営業収益	0

※1 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{0}{0} \times 100\% \\ &= 0.0 \quad \% \end{aligned}$$

(4) 国民宿舎特別会計【法非適用企業】令和4年度分
(単位：千円)

歳入総額	90,456	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	90,455		
形式収支	1	実質収支	1
受託工事収益額	0	営業収益	0

※1 利用料金制度が採用されているため、営業収益には指定管理者からの納付金が算入される。
2 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{-1}{0} \times 100\% \\ &= 0.0 \quad \% \end{aligned}$$

(5) 工業団地整備事業特別会計【法非適用企業】令和4年度分
(単位：千円)

歳入総額	100,450	翌年度へ繰り越す べき財源	0
歳出総額	100,439		
形式収支	11	実質収支	11
地方債現在高	1,104,200	資本・負債額	1,104,189
土地収入見込額	0		

※1 宅地造成事業を行っている。
2 算入地方債の現在高は、0のため表示していない。
3 他会計長期借入金は、0のため表示していない。
4 $A:100,439+B:0-C:(100,450-0)-D:0+E:(1,104,200+0)=1,104,189$
5 $A+B-C-D+E>0$ となる場合は、 $A+B-C-D+E=0$ とする。

$$\begin{aligned} \cdot \text{資金不足比率} &= \frac{0}{1,104,189} \times 100\% \\ &= 0.0 \quad \% \end{aligned}$$

各会計とも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

3 是正改善を要する事項
特に指摘すべき事項はない。

【別紙資料】

用語	説明
標準財政規模	標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源ベースの収入規模を示す割合 (標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行予定額)
標準税収入額	基準財政収入額を一定の算入率で算出した金額のことで、標準的な税率において、収入されるであろうとされる税収入額
基準財政収入額	普通交付税の算定に用いられるもので、財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入等を一定の方法によって算出した額
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いられるもので、標準的な水準の行政サービスを行うために必要な経費を一定の方法によって算出した額
準元利償還金	次のアからオまでの合計額 ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 イ 一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ウ 組合等への負担金や補助金のうち、組合等の地方債の償還の財源に充てたと認められるもの エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの オ 一時借入金の利子
公債費に準ずる債務負担行為	債務負担行為として予算に定めている支出額のうち、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条に規定する地方債を財源とすることができる経費に該当する債務負担行為

本市の会計区分イメージ図

普通会計	字実 比質 率赤	連結 実質 赤字 比率	実質 公債 費比 率	将来 負担 比率
一般会計				
公営事業会計	比資 金不 率足			
特別会計				
国民健康保険特別会計				
後期高齢者医療特別会計				
介護保険特別会計				
公営企業会計				
水道事業会計 【法適用企業】				
下水道管理特別会計 【法非適用企業】				
公共下水道事業特別会計 【法非適用企業】				
国民宿舎特別会計 【法非適用企業】				
工業団地整備事業特別会計 【法非適用企業】				
一部事務組合				
曾於北部衛生処理組合				
曾於地区介護保険組合				
大隅曾於地区消防組合				
曾於南部厚生事務組合				
鹿児島県市町村総合事務組合				
曾於地域公設地方卸売市場管理組合				
広域連合				
鹿児島県後期高齢者医療広域連合				
地方公社				
志布志市土地開発公社				
第三セクター等				
曾於東部土地改良区				
曾於南部土地改良区				